

号外第9

横 浜 市 報

発行日
5 日
15 日
25 日

発行所
横浜市中区港町1丁目1番地
横 浜 市 役 所

目 次

【規 則】

- △横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則…………… 1
- △通勤手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
- △横浜市福祉保健センター長委任規則等の一部を改正する規則…………… 4**
- △横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則……………32
- △金銭登録機による使用料等徴収事務の特例に関する規則の一部を改正する規則……………32

【 達 】

- △横浜市食品衛生法施行規程及び横浜市中央卸売市場食品衛生検査所規程の一部改正……………32

【その他】

- △福祉保健センター長委任事務に関する決裁準則の制定についての一部改正について（副市長依命通達）……………33
- △横浜市予算、決算及び金銭会計規則の全部改正についての一部改正について（副市長依命通達）……………33

規 則

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則をここに公布する。

平成16年4月1日

横浜市長 中 田 宏

横浜市規則第47号

横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（平成16年3月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（大企業者）

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社
 - (2) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号に規定する協同組合等
 - (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合
- （関連施設）

第4条 条例第2条第4号の規則で定める関連施設は、同号に規定する事務所、研究所、工場その他これらに類するものに附随した物品の販売又はサービスの提供のための店舗、展示施設、倉庫その他これらに類する施設（当該事務所、研究所、工場その他これらに類するものの床面積を超えないものに限る。）とする。

（投下資本額から控除する費用）

第5条 条例第2条第6号エの規則で定めるものは、証券取引法（昭和23年法律第25号）第5条第1項第2号に規定する企業集団及びこれに準ずるものに属する中小企業者又は大企業者の間で取引等が行われた条例別表第2に規定する固定資産の取得（土地を取得し、若しくは賃借し、家屋を取得し、又は償却資産を取得する場合に限る。）に要する費用とする。

（企業立地等事業計画の提出）

第6条 条例第3条第1項の認定を受けようとする者は、条例別表第2に規定する固定資産の取得のための契約の締結（これに類するものを含む。以下同じ。）の日の6箇月前から当該契約の締結の日の前日までに、同項の企業立地等事業計画（以下「企業立地等事業計画」という。）を提出しなければならない。

（企業立地等に係る事業の開始）

第7条 条例第3条第4項の規則で定める期間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（認定事業計画の変更）

第8条 条例第4条第1項の規定により、認定を受けた企業立地等事業計画の変更をしようとするときは、当該変更の内容を記載した書類を提出しなければならない。

2 条例第4条第1項の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 投下資本額の10パーセントに相当する額を超えない投下資本額の変更（投下資本額を増額することにより条例第8条の規定による企業立地等助成金の交付を受けることができることとなる場合又は投下資本額を減額することにより同条の規定による企業立地等助成金の交付を受けることができないこととなる場合を除く。）
- (2) 6箇月を超えない企業立地等を行う時期又は企業立地等に係る事業を開始する時期の変更（時期を変更することにより、条例第7条の規定による税率の特例の適用を受ける年度が異なる場合を除く。）
- (3) その他市長が認める変更

（承継の届出）

第9条 条例第5条第2項の規定による届出は、承継の日から30日以内に、承継理由及び承継年月日を記載した書面に当該承継を証明する書類を添えて行わなければならない。

（企業立地等助成金の交付）

第10条 条例第8条第1項の企業立地等助成金は、同条第2項の規定による最初の申請があった日の属する年度から10回以内に分割

第25号様式中「横浜市長」を「横浜市食肉衛生検査所長」に改める。

第26号様式を次のように改める。

第26号様式 削除

第29号様式から第31号様式までを削る。

(横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例施行規則(平成12年3月横浜市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第5条」を「第35条」に改め、同項第2号中「第5条第8号の3」を「第35条第11号」に改める。

第3条第1項第1号中「第19条の17第4項」を「第48条第6項」に改め、同項第2号中「第4条第1号」を「第9条第1号」に改める。

第1号様式中

帳票No.	兼務帳票No.	兼務帳票No.
-------	---------	---------

を

台帳No.	兼務台帳No.	兼務台帳No.
-------	---------	---------

に改める。

第2号様式(表)中「第 号」を「責任者番号」に改め、「年月日まで有効」を削り、「営業所の所在地

営業所の名称

営業の種類

(縦14センチメートル、横9.5センチメートル)

を

「営業所の所在地 台帳番号

営業所の名称 許可期限

営業の種類

(注意)

上記の営業施設の食品衛生責任者でなくなった場合、許可の期限が満了した場合又は当該営業施設を廃止した場合には、本証を福祉保健センター長へ提出してください。

(縦14センチメートル、横9.5センチメートル)

に改める。

第3号様式中

帳票No.	兼務帳票No.	兼務帳票No.
-------	---------	---------

を

台帳No.	兼務台帳No.	兼務台帳No.
-------	---------	---------

に改める。

(横浜市食肉衛生検査所長委任規則の一部改正)

第14条 横浜市食肉衛生検査所長委任規則(昭和45年10月横浜市規則第119号)の一部を次のように改正する。

第1項第6号中「第14条第2項」を「第18条第2項」に改め、同号を同項第9号とし、同項第5号中「第14条第1項」を「第18条第1項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第4号中「第13条」を「第17条」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号中「第12条」を「第16条」に改め、同号を同項第6号とし、同項第2号中「第10条」を「第14条」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 法第14条第3項第2号の規定による許可に関すること。

第1項第1号中「と畜場法(昭和28年法律第114号。以下この項中「法」という。)

第9条第1項第1号)を「法第13条第1項第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) と畜場法(昭和28年法律第114号。以下この項中「法」という。)

第7条の衛生管理責任者に関すること。

(2) 法第10条第1項の作業衛生責任者に関すること。

第2項第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第12条の食鳥処理衛生管理者に関すること。

第3項第1号中「第17条第1項」を「第28条第1項」に、「市場内で取扱う」を「並びに市場内で取り扱う」に改め、同項第2号中「第19条第2項」を「第30条第2項」に、「監視又は指導」を「監視指導」に改め、同項第3号中「第22条」を「第54条」に改める。

(横浜市中央卸売市場食品衛生検査所長委任規則の一部改正) 第15条 横浜市中央卸売市場食品衛生検査所長委任規則(平成6年7月横浜市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第1号ア中「第17条第1項」を「第28条第1項」に、「聴取」を「徴取」に改め、同号イ中「第19条第2項」を「第30条第2項」に、「監視又は指導」を「監視指導」に改め、同号ウ中「第22条」を「第54条」に改め、同号エ中「第23条及び第24条」を「第55条及び第56条」に改め、同号オ中「第24条」を「第56条」に改める。

(横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正) 第16条 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成15年3月横浜市規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1の57の項作業の内容の欄中「と畜場法(昭和28年法律第114号)第2条第2項」を「と畜場法(昭和28年法律第114号)第3条第2項」に改める。

(横浜市中央と畜場条例施行規則の一部改正) 第17条 横浜市中央と畜場条例施行規則(昭和34年8月横浜市規則第46号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア(ア)中「牛」の前に「生後1年以上の」を加え、同(イ)を次のように改める。

(イ) 生後1年未満の牛及び馬、豚、山羊並びにめん羊 1頭につき 200円

第3条第1号イ(ア)中「牛」の前に「生後1年以上の」を加え、同(イ)を次のように改める。

(イ) 生後1年未満の牛及び馬、豚、山羊並びにめん羊 1頭につき 300円

第10条第1項中「と殺」を「とさつ」に改める。